

危険な製品に対する回収・改修等の命令について

ペレットストーブなどの製品欠陥が原因で消費者の生命・身体に重大な危害が生じた場合、又は危険が発生する可能性が大きい場合、国は、消費生活用製品安全法第39条により、当該欠陥製品の製造業者又は輸入業者に対して製品の回収・改修等の命令をだすことができます。この場合、回収・改修等に係る費用は、製造業者又は輸入業者の負担となります。

参考：消費生活用製品安全法（昭和48年6月6日法律第31号）抜粋

（危害防止命令）

第39条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第32条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

参考

第32条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第4条第1項の規定に違反して特定製品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第11条第1項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。